

原子力災害対策に関して、玄海町の回答に対する見解

2013年11月18日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」
原告団長 長谷川 昭



- 1 私たち「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団は、平成25年10月7日、玄海町に対し、原子力災害対策に関する質問状を提出し、玄海町からは同月21日付で回答を得ました。回答を検討しましたが、私たちは、玄海町が策定・実施する原子力災害対策では、過酷事故が起きた際の住民の生命・身体の安全を確保することは到底不可能であると考えます。

その主な理由は次のとおりです。

- 2 第1に、避難場所の選定に問題があります。小城市に向かって放射性物質が飛散する可能性があるにもかかわらず、玄海町は小城市以外の避難場所を定めていません（玄海町回答2(1)～(3)・2ページ）。

北西方面からの風向きとなれば、小城市に放射性物質が飛散することとなるため、住民は放射性物質とともに移動し、汚染された地域内で長時間過ごすこととなります。

避難経路の点について、玄海町は、混乱を最小限に抑え、避難をスムーズに行うために避難計画に則った避難経路を通して避難するのが適当であると説明しています。しかし、住民の被ばくを回避するためにあらゆる検討を行って解決策を探ることが行政の本来のありかたのほうです。そのために、事故がどのように進展していくのか、玄海町で正確に理解し、周辺の地形、気象などを考慮して避難経路の指示を行う必要があります。ところが、玄海町は、事故進展の想定を独自には行っておらず、専門的・技術的事項は国任せにしています（玄海町回答1・1ページ）。玄海町は情報収集を国任せにしており、臨機応変に対応する能力に疑念を持たざるを得ません。また、玄海町は、避難のための通過時間は短時間であると説明しますが（玄海町回答2(1)～(3)・2ページ）、一方で、避難時間推計シミュレーションは県任せにしており、その情報は得ていないようですから（玄海町回答3・3ページ）、通過時間が短時間であるとの回答は根拠がありません。さらに、玄海町は（放射性物質の拡散状況によっては）「柔軟に避難経路を設定することも検討したいと考えています。」（玄海町回答2(1)～(3)・2ページ）と回答していますが、事故時に別ルートでの避難経路を新たに設定する余裕がないことは明らかですから、事前に定めておく必要があるはず。そうであるにもかかわらず、玄海町は、「検討したいと考

えております。」との回答から明らかなとおり、検討すらしていません。玄海町では、既に、平成24年12月10日の玄海町議会において、藤浦皓議員が風向きを考慮しない避難経路の不備を指摘していましたが（平成24年第4回玄海町議会定例会会議録）、それから10か月以上を経た現在でもなお小城市へ向かうルート以外の避難経路の検討がされていません。

以上のような玄海町の対応には、住民の被ばくを回避するためにあらゆる方策をとるという基本的な視座が欠けていると指摘できます。また、現実には原子力災害が発生したときに放射性物質の流れる方向と同一方向へ避難する危険のある避難計画は、看過できない欠陥を有するものといえます。

次に、避難場所の点について、避難先の小城市からさらに避難する必要が生じたときの計画が何ら策定されていないことは重大な問題です。玄海町及び小城市は、国や県と調整を行うとしていますが（玄海町回答2(1)～(3)・2ページ、小城市回答2・2ページ）、現時点で、県が小城市からの避難計画を策定しているとの情報は得ていません。実効的な避難ができないことは明らかです。

3 第2に、避難の集中・混乱の問題があります。

玄海町民が避難する程度の原子力災害が発生した場合、たとえPAZ内（半径5km圏内）でなくとも、放射能への不安から周辺住民がいつせいに避難する事態が生じるはずです。

最悪の場合、玄海町からは約6000人、唐津市民は12万8900人（玄海町回答3・3ページ）が避難することとなり、しかも、その避難は国道203号線、国道323号線、国道202号線に集中します。

避難経路を使用するのは原子力発電所から離れていく避難者だけではありません。事故時に他市町村にいて、家族を迎えに玄海町や唐津市に戻る人も出てくるのが想定されます。また、場合によっては自衛隊や消防車等の緊急車両も行き来することになり、避難経路は大変な混雑と混乱に陥ることが想定されます。交通事故等によって道路が封鎖されてしまう事態も生じ得ます。玄海町としてはそのような事態も想定し、情報を適切に把握して対処する必要があります。

ところが、玄海町は避難時間推計シミュレーションを独自に行っておらず、県任せにしています（玄海町回答3・3ページ）。また、緊急時の交通規制や輸送支援を円滑に行うための計画は県警任せ、避難道路が封鎖された場合には県災害対策本部等からの連絡任せとしています（玄海町回答5(1)(2)・6ページ）。このことから、玄海町が避難にかかる時間を把握しておらず、交通規制や道路封鎖を前提とした避難計画策定、避難行動を実施できないことが明らかです。

避難にかかる時間、避難の際のトラブルを考慮に入れない避難計画は実効性がありません。

なお、私たちは、今回、かなり具体的なケースを想定して質問を行いました。例えば、昼間に子どもが遊びに行っているときにどうやって子どもを避難させるのか、誰が集合の指揮をとり、誰が避難車両の運転手を務めるのか、避難経路の誘導員はいつの時点で何人置くのかなどです。しかし、玄海町からは具体的な回答はなされませんでした。これは、現実には事故が起きた場合に対処できない可能性が高いことを示すものです。

4 第3に、災害弱者の問題があります。

福島第一原子力発電所の事故では、自力で動けない方が大勢取り残され、衰弱死をされた方も少なくありません。

そこで、災害弱者にかかる取組みが重要なものとなりますが、玄海町自身、災害時要支援者については十分な避難支援ができないことを認めています（玄海町回答5(1)(2)・6ページ）。高齢の方、持病を持っている方には常備薬が欠かせませんが、玄海町は周知を図るとの回答にとどまっており（玄海町回答5(1)(2)・6ページ）、避難の際に何らかの症状が出た場合の対応、避難先での健康管理に不安があります。

病院・福祉施設等の避難計画について、玄海町の回答によれば、玄海町は把握していませんし、そもそもまだ策定もされていないようです（玄海町回答5(3)・7ページ）。しかし、もっとも避難に困難が伴うであろう方々について、避難計画が策定されておらず、地元自治体も計画を把握していないことは重大な問題であり、福島第一原子力発電所から2年7か月経った今でもその教訓が生かされていないといえます。

5 第4に、長期避難計画の不備の問題があります。

福島第一原子力発電所の事故は、長期間の避難が必要になることを示しています。つまり、長期間の避難を前提とした計画が必要です。

ところが、玄海町では長期間の避難支援の計画を策定していません（玄海町回答6・8ページ）。

6 以上のとおり、玄海町の策定した原子力災害対策計画では実効的な避難ができず、町民の身体・健康の安全は図れないと考えます。

7 さて、これまで玄海町の原子力災害対策計画に批判的な意見を述べてきました。私たちは、そもそも原子力発電所の事故に対応できる計画を策定することは不可能だと考えます。原子力発電所の事故は、進展も早い上にあまりに被害が大きく、また、その影響も長期に及ぶため、いかに玄海町の職員や現場の方々が最大限に努力しても、被ばくを回避することは不可能です。

最も確実に住民の身体・健康の安全を守る方法は、原子力発電をや

めることです。平成25年7月に施行された新規制基準は、過酷事故の発生を前提とした基準となっていますが、それはつまり、住民に被ばくを強いて、環境汚染を認める基準です。いかに原子力災害対策計画を整備しようとも、人々の被ばくは避けられず、土地・水・空気は汚染されて大勢が故郷を失います。「事故が起きた際は被ばくするし、家を失うけど諦めろ」などという基準を私たちは絶対に認めることはできません。

以上のおり、私たちは、原子力災害対策のそもそもの根本思想が誤っていること、実効的な原子力災害対策はなし得ないことを指摘し、原発再稼働に強く反対します。

以上